

## 児童虐待事案対応の連携強化に関する協定書

丸亀市・善通寺市・多度津町（以下「甲」という。）と香川県丸亀警察署（以下「乙」という。）は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第4条第1項に基づき、お互いの連携を強化するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、児童虐待事案（児童虐待の疑いを含む。以下同じ。）が多様化・深刻化している現状を踏まえ、甲及び乙が相互に保有する情報を共有した上、適切な役割分担の下、児童虐待の未然防止と早期発見に努め、もって児童虐待事案への的確な対応を図ることを目的とする。

### （情報の提供及び共有）

第2条 甲及び乙は、児童虐待事案に関して、それぞれが保有する情報を迅速に提供し、共有するものとする。

### （要保護児童対策地域協議会）

第3条 乙は、甲が設置する要保護児童対策地域協議会に参画するものとする。その際、関係機関相互の情報交換及び意見交換が積極的に行えるよう、必要な働きかけを行うものとする。

### （留意事項）

第4条 甲及び乙は、第2条又は第3条の規定により提供を受けた情報については、本協定の目的以外に使用してはならないほか、当該情報の適切な管理及び保秘の徹底に努めなければならない。

### （その他）

第5条 この協定に定めるもののほか、児童虐待事案対応のための連携に関し、必要な事項については、「児童虐待事案対応の連携強化に関する申し合わせ事項」に定める。

2 前項に掲げるもののほか、必要な事項は甲乙協議の上、決定するものとする。